

財務省告示第二十二号

株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第四百十三号）附則第十一条の二の規定に基づき、国際競争力の維持に関する国の施策の推進に著しい支障が生じている産業に属する事業を定める。

平成二十一年一月二十七日

財務大臣 中川 昭一

株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第四百十三号）附則第十一条の二に規定する平成二十年九月以後の国際金融秩序の混乱に伴いその国際競争力の維持に関する国の施策の推進に著しい支障が生じている産業に属する事業として主務大臣が定めるものは、我が国の法人等又は出資外国法人等が開発途上地域以外の地域においてこの告示の適用の日において現に実施している事業であつて、当該事業に必要な資金を平成二十年九月以後の国際金融秩序の混乱に伴い金融機関からの借入れ及び社債又はこれに準ずる債券の発行により直接又は間接に調達することが著しく困難となっているものとする。

附 則

この告示は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。